

徳島県選挙管理委員会告示第八十二号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年六月二十八日から施行する。

令和五年七月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中８の項を削り、９の項を８の項とし、１０の項から１５２の項までを一項ずつ繰り上げる。